

富運整第495号
令和6年2月26日

旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局 富山運輸支局長
(公 印 省 略)

バスの安全運行の徹底について

標記の件について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長より別添のとおり通知がありましたので、下記について引き続き輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。
特に数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

北信技保第126号
令和6年2月20日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、物流・自動車局安全政策課長より別紙写し（令和6年2月19日付け国自安第139号の2）のとおり通達があったので、了知されるとともに、管内関係事業者に対し同種事故の再発防止について、機会をとらえて指導されたい。

国自安第139号の2
令和6年2月19日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長

バスの安全運行の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

国自安第139号
令和6年2月19日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長

バスの安全運行の徹底について

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで3件の報告があったところですが、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況です。

改めて、下記について、会員事業者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

【参考】令和6年に発生したバスの死亡事故

令和6年2月19日現在、事業者から速報があったもの

	発生日	曜日	時刻	発生場所	死者数	当時の状況
1	R6.2.1	木	9:58	福島県会津若松市 (国道)	1	2月1日(木)午前9時58分頃、福島県会津若松市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが停留所から発進した際、当該バス停で降車した歩行者を轢いた。 この事故により、当該歩行者が心肺停止となり病院に運ばれ、その後死亡した。 当該歩行者は前扉から降車した後、ふらついてバスの左前方に転倒したところ、運転者は発進のため右側に注意を向けていたため、歩行者に気づかず発進した模様。
2	R6.2.13	火	10:50	広島県大竹市 (国道)	1	2月13日(火)午前10時50分頃、広島県大竹市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せ運行中、交差点を青信号で右折する際に、同じく青信号で横断歩道を左から右に横断中の歩行者と衝突した。 この事故により、当該歩行者が死亡した。